



## A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

[▶ A 新しい在留制度のトップへ](#)

### 1-2 日本へ来たときすること

①成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港へ来た人は、日本に入ってもいい場合、「在留カード」をもらいます。中長期在留者の人だけもらうことができます。在留カードをもらったら、住むところを決めます。それから、市役所や区役所へ行って、新しい住所を知らせます。そのとき、在留カードを持って行ってください。

②その他のところへ来た人は、パスポートに「上陸許可<日本に入ってもいいです>」のはんこをもらいます。住むところを決めたら、市役所へパスポートを持って行きます。そして住所を知らせます。その後在留カードが新しい住所へ郵便で来ます。

### 1-3 市役所や区役所ですること

・在留カードの住所が昔の住所の人は、市役所へ行ってください。市役所の人が新しい住所を在留カードに書きます。

・引っ越しの時は、今までの住所の市役所や区役所へ行ってください。「転出届<引っ越しを知らせる>」を出します。それから新しい住所の市役所や区役所へ行って、「転入届<新しいところへ引っこしてきたことを知らせる>」を出します。

・同じ市や区の中で引っこすときは、「転居届<同じ市内で引っこしたことを知らせる>」を出します。

・転入届（転居届）を出すときに、在留カードを持って行ってください。そうしたら入国管理局へ行かなくてもいいです。